

平成 21 年度次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の概要について

1 交付金概要

市の実施する各種の子育て支援事業などの次世代育成支援対策に関する施策について、地域の特性や創意工夫を活かした事業の実施を支援することにより、市町村行動計画に基づく取組みの着実な推進を図るため、平成 17 年度に国が創設した交付金。

2 交付金の対象となる事業（以下の事業概要は国の交付要綱等による）

【特に重点的に推進する事業（特定事業） 訪問件数等の実績によりポイント算定】

(1) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

赤ちゃんが生まれた全ての家庭を生後 4 か月までの間に保健師や助産師等が訪問し、子育てに関する情報の提供や乳児とその保護者の心身の状況や養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業。

(2) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した子どもの養育支援が特に必要と認められる保護者や出産後の子どもの養育に不安があり、出産前の支援が特に必要と認められる妊婦がいる家庭を保健師や助産師、ヘルパー等が訪問し、相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業。

(3) ファミリー・サポート・センター事業

地域において子どもの預かり等の育児の援助を行いたい者（提供会員）と援助を受けたい者（依頼会員）が会員登録し、育児について助け合う会員組織の事業。

(4) 子育て短期支援事業

ア 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者が疾病、疲労その他の身体上や精神上、環境上の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において養育・保護を行う事業。

イ 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間や休日に不在となり、家庭において子どもを養育することが困難となった場合や、その他緊急の場合において、その子どもを児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

(5) 延長保育促進事業

就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、児童福祉法第 39 条に規定する、市町村以外の者の設置する保育所（以下「民間保育所」という。）の開所時間を超えた保育を行う事業。

ア 延長保育推進事業（基本分）

イの事業を実施する民間保育所における保育士配置の充実を図ることにより、通常保育の開所時間の前後の保育需要への対応を推進する事業。

イ 延長保育事業（加算分）

民間保育所の通常保育の開所時間の前後に 30 分以上の延長保育を行う事業。

【その他の事業 事業の実施によりポイント算定】

(1)へき地保育

交通条件及び自然的，経済的，文化的諸条件に恵まれない山間地，開拓地，離島等のへき地における保育を要する児童に対し，必要な保護を行い，もってこれらの児童の福祉の増進を図る事業。

(2)家庭支援推進保育の推進

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について，家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し，保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図ることを目的とする。

(3)次世代育成支援人材養成事業

核家族化等により子育てに不安を持つ世帯の増加や地域・家族における子育て力の低下が認められることから，子育て支援サービスの充実を図っていく必要がある中，地域力を活用した子育て支援の充実は重要であり，それを支える質の確保された人材の養成研修を行う。

(4)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

市町村において，子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）（以下「地域ネットワーク」という。）の要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等（以下「地域ネットワーク構成員」という。）の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに，地域ネットワークと訪問事業が連携を図り，児童虐待の発生予防，早期発見・早期対応に資することを目的とする。

【その他の事業 児童人口によりポイント算定する際に，取組みに応じてポイント加算】

(1)安心して子どもを生み育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供

(2)老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動，交流促進

(3)要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワークを除く。）の設置・運営

(4)子どもたち本人からの電話相談等への対応

(5)食育の推進

(6)家庭内等における子どもの事故防止対策の推進

(7)思春期保健対策等の推進

国で設定した上記取組の他，市独自で実施している地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供を行うための事業も対象となる。

3 交付金の算定方法

交付金は個別事業ごとに交付する金額が決定されるものではなく，事業計画を総合的に評価し，その事業計画の実施に必要な経費の1/2を上限として交付される。

特に重点的に推進する事業（特定事業）については，事業ごとに，従来の標準的な所要額を念頭に，事業量や取組内容に応じて決定される。

平成21年度 次世代育成支援対策交付金対象事業一覧

(単位：円)

国が示す対象事業		本市における対象事業	所管部課	決算見込額(H22.4.1現在)	
区分	内容			事業費	交付金配分額
1 特定事業(A) 評価1 (評価1:各事業の内容に応じてポイント算定)	(1)乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	こんにちは赤ちゃん事業	保健所健康増進課	2,137,262	2,137,000
	(2)養育支援訪問事業	育児支援家庭訪問事業	子育て支援課	95,550	90,000
	(3)ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	9,600,000	9,000,000
	(4)子育て短期支援事業				
	ア 短期入所生活援助(ショートステイ)事業	子育て支援短期利用事業	子育て支援課	1,190,750	449,000
	イ 夜間養護等(トワイライト)事業	子育て支援トワイライトステイ事業	子育て支援課	88,800	80,000
	(5)延長保育促進事業				
	ア 延長保育推進事業	該当なし			
イ 延長保育事業	延長保育運営費補助事業	子育て支援課	32,230,800	14,500,000	
小 計				45,343,162	26,256,000
2 その他事業(B) 評価2 (評価2:事業ごとにポイント算定)	(1)へき地保育の推進	該当なし			
	(2)家庭支援推進保育事業	該当なし			
	(3)次世代育成支援人材養成事業	子育てアドバイザー養成事業	子育て支援課	720,000	300,000
	(4)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	該当なし			
3 その他事業(B) 評価3 (評価3:児童人口(0~17歳)に応じてポイント算定。ただし、7事業のうち3事業以上を実施する場合は総務省の「頑張る地方応援プログラム」において策定するプロジェクトで7事業のいずれかを実施する場合等に加算)	(1)安心して子どもを産み育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供	のびのび子育て推進事業	子育て支援課	233,564	168,000
	(2)老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進	ひろば館事業	子育て支援課	866,245	500,000
	(3)要保護児童対策地域協議会の設置・運営	児童虐待防止事業	子育て支援課	199,790	113,000
	(4)子どもたち本人からの電話相談等への対応	該当なし			
	(5)食育の推進	「離乳食教室」が該当するが、国の健康づくり関係補助事業の対象のため、当交付金においては協議していない。			
	(6)家庭内等における子どもの事故防止対策の推進	事故防止事業	保健所健康増進課	10,815	5,000
	(7)思春期保健対策等の推進	思春期保健講演会 思春期教室 思春期保健相談 思春期保健連絡会	保健所健康増進課 保健所健康増進課 保健所健康増進課 保健所健康増進課	206,568	206,000
4 その他事業 (ポイント算定対象ではないが、事業経費算定対象となる事業)	地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供を行うための取組	季節保育所	子育て支援課	9,009,908	2,365,000
		保育所地域活動事業	子育て支援課	6,768,000	1,769,000
		産後うつ・育児支援事業	保健所健康増進課	109,389	51,000
合 計				63,467,441	31,733,000

対象事業の総事業費 63,467,441円

交付確定額(予定) 31,733,000円 (実績報告に基づき平成22年9月確定予定)